

地球温暖化対策の基本法(案)の概要

1 目的

環境基本法の基本理念にのっとり、地球温暖化対策に関し、基本原則を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、排出量削減に関する中長期的な目標を設定し、基本的施策について定めることにより、新たな産業の創出及び就業の機会の拡大を通じて経済成長を図りつつ地球温暖化対策を推進する。

2 基本原則

豊かな国民生活を実現しつつ温室効果ガスの排出量の削減を達成できる社会を構築する。

我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かし、国際的協調の下に積極的に対策を推進する。

3 国の施策

国内排出量取引制度

地球温暖化対策税

再生可能エネルギーの固定価格買取制度

革新的な技術開発の促進（太陽光、風力、燃料電池等の技術開発促進）

4 地方公共団体の役割

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する

都道府県計画

政府の基本計画を基本として、区域内における地球温暖化対策に関する基本的な計画を定めるよう努める。

5 制定に向けたスケジュール

12月11～28日まで パブリックコメント実施中

1月 通常国会提出、審議（予定）